

平成25年度 排ガス中の放射性物質濃度測定結果一覧表

1. 排ガス中の測定結果 (分析機関:株式会社 環境管理センター)

単位: Bq/m<sup>3</sup>N

採取日	号炉	採取時間	排ガス濃度			
			試験項目	放射性セシウム合計	放射性セシウム内訳	
					放射性セシウム134	放射性セシウム137
H25.4.26	3号炉	10:30 ~ 14:30	ろ紙部	不検出 ( 1 )	不検出 (<0.13)	不検出 (<0.19)
			ドレン部	不検出	不検出 (<0.71)	不検出 (<0.69)
H25.5.24	2号炉	11:00 ~ 15:00	ろ紙部	不検出	不検出 (<0.20)	不検出 (<0.22)
			ドレン部	不検出	不検出 (<0.64)	不検出 (<0.67)
H25.6.19	2号炉	10:15 ~ 14:15	ろ紙部	不検出	不検出 (<0.21)	不検出 (<0.19)
			ドレン部	不検出	不検出 (<0.97)	不検出 (<0.84)
H25.7.17	1号炉	11:00 ~ 15:00	ろ紙部	不検出	不検出 (<0.20)	不検出 (<0.17)
			ドレン部	不検出	不検出 (<0.83)	不検出 (<0.76)
H25.8.23	3号炉	10:10 ~ 14:10	ろ紙部	不検出	不検出 (<0.20)	不検出 (<0.21)
			ドレン部	不検出	不検出 (<0.74)	不検出 (<0.75)
H25.9.11	3号炉	10:20 ~ 14:20	ろ紙部	不検出	不検出 (<0.21)	不検出 (<0.19)
			ドレン部	不検出	不検出 (<0.53)	不検出 (<0.90)
H25.10.16	2号炉	10:50 ~ 14:50	ろ紙部	不検出	不検出 (<0.20)	不検出 (<0.21)
			ドレン部	不検出	不検出 (<0.66)	不検出 (<0.63)
H25.11.7	1号炉	10:40 ~ 14:40	ろ紙部	不検出	不検出 (<0.18)	不検出 (<0.18)
			ドレン部	不検出	不検出 (<0.63)	不検出 (<0.62)
H25.12.3	3号炉	11:00 ~ 15:00	ろ紙部	不検出	不検出 (<0.19)	不検出 (<0.19)
			ドレン部	不検出	不検出 (<0.67)	不検出 (<0.76)
H26.1.8	3号炉	10:00 ~ 14:00	ろ紙部	不検出	不検出 (<0.18)	不検出 (<0.17)
			ドレン部	不検出	不検出 (<0.63)	不検出 (<0.60)
H26.2.21	2号炉	10:20 ~ 14:20	ろ紙部	不検出	不検出 (<0.12)	不検出 (<0.16)
			ドレン部	不検出	不検出 (<0.64)	不検出 (<0.68)
H26.3.4	1号炉	10:20 ~ 14:20	ろ紙部	不検出	不検出 (<0.24)	不検出 (<0.19)
			ドレン部	不検出	不検出 (<0.80)	不検出 (<0.78)

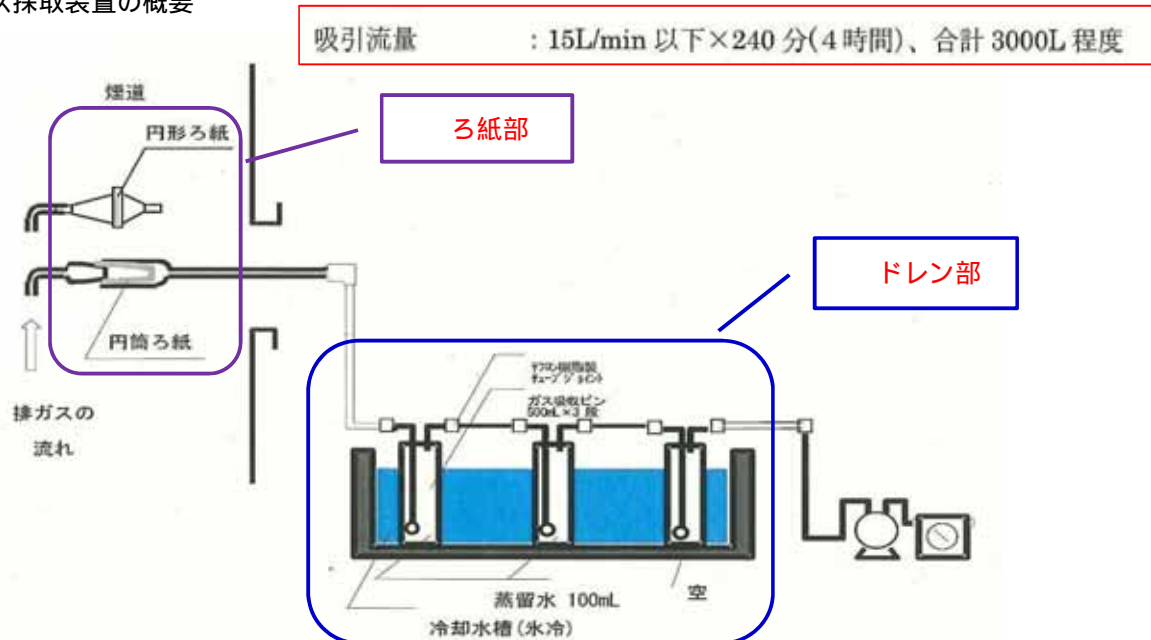
煙突から排出される排ガス中の放射性物質の測定結果は、すべて不検出でした。

: 災害廃棄物受入終了後の測定結果です。

1 「不検出」とは、検出限界濃度以下を表します。また、( )内は検出下限値を表します。

2 採取・測定方法は、放射能濃度等測定方法ガイドライン(環境省)及びゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー(文部科学省 平成4年)に基づき行なっています。

## 2. 試料ガス採取装置の概要



### 試験項目

- ・ **ろ紙部**とは、排ガス中の浮遊粒子状物質をろ紙によって捕集します。
  - ・ **ドレン部**とは、**ろ紙部**を通過した排ガスを蒸留水等が入った吸収ビンに接触させて捕集します。
- 分析は、**ろ紙部**と **ドレン部**のそれぞれについて実施します。

## 3. 大気中の監視基準について

放射性物質の種類	大気中の濃度限界 (Bq/m <sup>3</sup> )	大気中の監視基準	
放射性セシウム134	20	放射性セシウム134の測定結果	放射性セシウム137の測定結果
放射性セシウム137	30	20	30
		+ 1	

1 放射性物質汚染対処特措法(平成24年1月1日施行)第33条(特定一般廃棄物処理施設維持管理基準)第11項第1号に基づき、当該排ガスの排出口において、それぞれの事故由来放射性物質の3月間の平均濃度に対する割合の和が「1」を超えないようにすることとなっています。

2 大気中の監視基準は、原子力施設に適用されているものを清掃工場に適用させています。

3 上記の濃度限界は、同一人が0歳児から70歳になるまでの間、当該濃度を含む空気を摂取したとしても、被ばく線量が一般公衆の許容値(年間1mSv)以下として設定されたものです。

### 4 参考文献

- ・ 「放射性物質の挙動からみた適正な廃棄物処理処分(技術資料)平成23年12月2日第1版(独)国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター」
- ・ 「放射性物質の挙動からみた適正な廃棄物処理処分(技術資料)平成24年3月26日第2版(独)国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター」
- ・ 「放射性物質の挙動からみた適正な廃棄物処理処分(技術資料)平成24年12月20日第3版(独)国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター」